

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年1月 8日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第22条第2項の規定に基づき、「（仮称）川崎駅西口堀川町地区開発事業」に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

なお、条例見解書とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

1 指定開発行為者

東芝不動産株式会社

代表取締役 松橋 正城

東京都港区芝公園一丁目8番4号

三井不動産株式会社

代表取締役社長 岩沙 弘道

東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名 称

（仮称）川崎駅西口堀川町地区開発事業

（2）種 類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）

高層建築物の新設（第1種行為）

住宅団地の新設（第2種行為）

商業施設の新設（第1種行為）

大規模建築物の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市幸区堀川町72番1ほか

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目 的

共同住宅及び商業施設の新設

（2）内 容

ア 区域面積

89,196㎡

イ 土地利用計画

(ア) 商業ゾーン	71,999 m ²
(イ) 住宅ゾーン	17,197 m ²
(内訳) 住宅用地	16,119 m ²
公園用地	1,032 m ²
道路用地	46 m ²

ウ 建築計画

	商業ゾーン	住宅ゾーン
建築敷地面積	71,999 m ²	16,119 m ² (公園用地 1,032 m ² 及び道路用地 46 m ² を除く)
主要用途	商業施設	共同住宅
主要構造	鉄骨構造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート構造 一部鉄骨構造
容積対象面積 (容積率)	152,244 m ² (211.5%)	56,416 m ² (350.0%)
延床面積	190,306 m ²	80,996 m ²
建物規模(高さ)	地上6階、地下1階(37m)	地上34階、地下1階 (124m)
建築面積	45,458 m ²	7,548 m ²
建ぺい率	63.1%	46.8%
計画戸数		638戸
計画人口		1,950人
駐車場台数	約1,900台	約320台
駐輪場台数	施設用 約2,200台 公共用 約1,000台	約960台

5 指定開発行為の施行期間

着手予定：平成16年6月

完了予定：平成19年2月

6 条例見解書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間 平成16年1月8日(木)から平成16年2月6日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

(2) 場所

川崎市：川崎区役所、幸区役所、本庁(環境局環境評価室)

横浜市：鶴見区役所、横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

大田区：鵜の木特別出張所、矢口特別出張所、羽田特別出張所

大田区役所（環境保全課）

（３）時 間 午前８時３０分から午後５時まで

（横浜市は午前８時４５分から午後５時１５分まで）

7 条例公聴会の開催について

条例準備書関係住民及び指定開発行為者は、縦覧期間内に条例準備書等に関する公聴会の開催を市長に申し出ることができます。公聴会の開催の申出があった場合で、市長が必要と認めるときは公聴会を開催します。

なお、申出用紙は上記縦覧場所に用意してあります。

条例公聴会開催申出書の提出期限：平成１６年２月６日(金)まで

（郵送の場合は ２月 ６日消印有効）